

# 令和4年第3回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年3月25日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年3月25日 午後2時50分							
閉 会	令和4年3月25日 午後4時10分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	欠席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	欠席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	欠席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	欠席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			萩原 豊 ・ 大賀 文吉					
議事参与			堀越 延年 ・ 野本 佳永 ・ 下山 優美					
書 記								

## 会議事件名

- 議案第7号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第8号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第9号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第11号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について
- 議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第13号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

令和4年3月25日  
開会 午後2時50分

【会長代理】 これより、令和4年第3回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、9名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 萩原 豊 委員・番号9番 大賀 文吉 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第7号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。  
議案第7号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 4件 11筆

番号11

受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は790日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,798.40アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.5キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号11について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、小麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【卯月 良治 推進委員】	番号11について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号12 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は4,256.54アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号12について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【木暮 剛 推進委員】	番号12について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号13ですが、番号14と受人が同一案件のため一括にて審議します。それでは、事務局より内容説明をお願いいたします。
【事務局】	番号13 番号14 受人は、花きを中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,290日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は123.69アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約40メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号13、番号14について調査してまいりました。受人は、花きを中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花きを作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【木暮 剛 推進委員】	番号13、番号14について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問無し)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第8号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 番号1 (事業計画者) ○○○ ○○○ ○○ 申請地については、事業計画者が令和1年11月15日付けで、太陽光発電として農地法第5条の転用許可を受けて太陽光発電の設置を予定していましたが、当初進入路の取消による変更があり、農耕車が農道を通行しやくすくする

	ために可能な限り敷地境界からセットバックしてフェンスを設置するため、計画変更申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは、採決を行います。議案第8号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第8号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第9号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第9号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転            3件     4筆 賃借権の設定            1件     3筆  番号12 受人は、現在市内で保育所を営んでいます。既存の送迎用バスの駐車場が貸借契約の解除となり、代わりの駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号12について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判

	断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号12について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということですが、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号13について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号13 受人は、現在市内でプラスチック製品の流通加工業を営んでいます。既存の社用車、従業員用の駐車場を売却する事に伴い、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号13について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号13について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということが、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号14、15について関連がありますので、まとめて内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>番号14、15についてご説明します。</p> <p>受人は、CO<sub>2</sub>削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、申請地に太陽光発電設備の設置を目的とした所有権の移転を行うための申請です。全体計画として太陽光パネルを250枚設置し、発電の規模は80kWの設備を計画しております。また、番号14は議案第8号番号1の土地と一体的に整備する予定となっておりますが、当初の進入路が取り消しとなったため、番号15を進入路として借り受け、一時転用として申請します。議案第8号番号1の土地についても権利者にも既に同意をもらっております。</p> <p>なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号14、15について調査してまいりました。申請地の一部を除く申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その



	<p>他の農地) に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電設備及び進入路を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>なお、申請地の一部の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、今回の申請は進入路としての一時転用で「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【金子 昇 推進委員】	<p>番号14、15について調査してまいりました。申請地には太陽光発電及び進入路を設置するという事ですが、隣接農地との境界には溝とフェンスを設置します。申請地には自社で年4回以上の除草計画をしています。また、進入路は一時転用後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>年4回の除草計画に対するチェック体制はどうなっていますか。</p>
【事務局】	<p>除草計画は申請書の通りしてもらおうが、約束が守られない場合地目は雑種地となるので、環境課と農業委員会で対応していくようになります。また、計画が守られない場合は次回申請時に信用性がないため不許可と成り得ます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第9号について原案のとおり</p>

	決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第9号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号2について、酒巻 貞夫農業委員より議案説明をお願いします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	番号2 この件につきまして、令和4年3月24日に事務局とともに調査したところ、番号2について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号2の申請地は2つの地区に分かれており、今までの運用だと申出事由のある人の住所の担当農業委員が現地確認を行うこととなっています。今回自分の担当地区の農地が申請地に含まれておりましたが、申出事由のある人の住所が他の地区であったため、私はその農地の確認をしておりません。以上の理由により、この議案の議決権を棄権します。
【議長】	続きまして、番号3について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いします。
【島田 豊 農業委員】	番号3 この件につきまして、令和4年3月18日に事務局とともに調査したところ、番号3について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【酒巻 貞夫 農業委員】	身体の故障の定義はあるのでしょうか。
【事務局】	農地法ではなく、生産緑地法に規定されていますので、最終的な判断は都市計画課が行います。

【議長】	<p>続きまして、番号４・５について、まとめて島田 豊農業委員より議案説明をお願いします。</p>								
【島田 豊 農業委員】	<p>番号４・５ この件につきまして、令和４年３月１８日に事務局とともに調査したところ、番号４について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>								
【議長】	<p>ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。</p>								
【一同】	<p>(質問なし)</p>								
【議長】	<p>それでは採決を行います。議案第１０号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>								
【一同】	<p>(８名挙手 １名議決権の棄権)</p>								
【議長】	<p>１名議決権の棄権をするとの発言がありました。農業委員１０名出席のうち９名挙手ですので、議案第１０号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第１１号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員が、貸人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、２人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員２名の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>								
【事務局】	<p>議案第１１号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について</p> <table border="0" data-bbox="320 1906 1474 1993"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>１３３件</td> <td>３８５筆</td> <td>３７０，６４６．３２㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>４件</td> <td>１０筆</td> <td>５，１１８㎡</td> </tr> </table>	賃借権の設定	１３３件	３８５筆	３７０，６４６．３２㎡	使用貸借権の設定	４件	１０筆	５，１１８㎡
賃借権の設定	１３３件	３８５筆	３７０，６４６．３２㎡						
使用貸借権の設定	４件	１０筆	５，１１８㎡						

	<p>について令和4年3月10日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第11号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員に加え、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員は、賃借権設定を受ける者となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、6人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員4名の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について説明いたします。</p>

	<p>今回、〇〇 〇〇 外64名より</p> <p>賃借権の設定           134件   587筆           555, 180.71㎡</p> <p>使用賃借権の設定       8件     16筆           10, 845㎡</p> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第12号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	全員賛成ですので議案第12号は原案のとおり承認いたします。
	(指名された委員6名の入室)
	続きまして、議案第13号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第13号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務

	<p>局である農政課から説明をお願いいたします。</p> <p><b>【農政課】</b> 農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受けつけており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。</p> <p>事案番号1 事業計画者は、現在市内の借家に家族で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の義母の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックをします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>事案番号2 事業計画者は、現在市外の借家に家族で暮らしています。申請人の新たな勤務先にあわせ、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の義父母の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックをします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>以上のことから先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。</p> <p><b>【議長】</b> ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。</p> <p><b>【一同】</b> (質問なし)</p> <p><b>【議長】</b> 質問がございませんので、採決を行います。議案第13号について原案のとおり</p>
--	--

	り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																				
【一同】	(全員挙手)																				
【議長】	<p>全員と認めます。全員賛成ですので、議案第13号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和4年2月14日～令和4年3月10日受付分</p> <p>農地法第3条第1項第13号の規定による届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>4件</td> <td>22筆</td> <td>18,208㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table> <tr> <td></td> <td>3件</td> <td>4筆</td> <td>353㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>20件</td> <td>30筆</td> <td>7,019.52㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>1,363㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>29件</td> <td>58筆</td> <td>26,943.52㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>	所有権の移転	4件	22筆	18,208㎡		3件	4筆	353㎡	所有権の移転	20件	30筆	7,019.52㎡	使用貸借権の設定	2件	2筆	1,363㎡	合計届出件数	29件	58筆	26,943.52㎡
所有権の移転	4件	22筆	18,208㎡																		
	3件	4筆	353㎡																		
所有権の移転	20件	30筆	7,019.52㎡																		
使用貸借権の設定	2件	2筆	1,363㎡																		
合計届出件数	29件	58筆	26,943.52㎡																		
【一同】	(なし)																				
【議長】	最後に事務局から何かありますか。																				
【事務局】	<p>①主たる従事者証明の現地調査する担当農業委員について</p> <p>今までの運用だと申出事由のある人の住所の担当農業委員が現地調査を行っていましたが、渡邊委員から疑義がありました。今後は申請地の担当地区の農業委員が現地調査を行うようにしてよろしいでしょうか。</p>																				
【一同】	(全員賛成)																				
【事務局】	②下限面積の廃止について																				

	<p>③主食用米次期作支援事業助成金の結果 対象農家数1,037件で、実際の申請は756件でした。 補助金は、32,174,700円となり、今月末に振り込みが完了する予定 です。</p> <p>④農地パトロールの結果について</p> <p>⑤最適化活動の目標設定について</p> <p>⑥親睦会の監査について</p> <p><b>【会長代理】</b> これをもちまして、令和4年第3回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和4年4月26日（火）午後2時より場所は川里農業 研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時10分</p>
--	--